

三条市陸上競技協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、「三条市陸上競技協会」（以下「本協会」）と称する。

(事務所及び事務局の所在地)

第 2 条 本会の事務所及び事務局は、事務局長の住所（三条市東光寺 2 6 7 5 - 3）に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、三条市における陸上競技界を統轄し、かつこれを代表する団体であって陸上競技の健全な普及と振興を図り、あわせて三条市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 陸上競技に関する諸計画を立案・実施する。
- 2 新潟陸上競技協会、中越陸上競技連絡協議会、および三条市体育協会に三条市の陸上競技界を代表して加盟し、加盟団体としての責務を果たす。
- 3 陸上競技の普及および競技者の競技力向上をめざし、講習会や教室及び強化練習会等を開催する。
- 4 日本陸上競技連盟競技規則（ルール）等の伝達や講習を行い、公認審判員の養成および資質の向上を図るとともに資格申請を行う。
- 5 陸上競技に関する三条リレーカーニバル及びその他の競技会を開催する。
- 6 三条市の陸上競技界を代表して、新潟県縦断郡市対抗駅伝大会等に代表参加者を選定し、派遣する。
- 7 三条市の陸上競技記録の整理・保存及び公認記録申請する。
- 8 三条市の陸上競技界で、功労および功績のあった者、優秀な競技者並びにチームを選定し、それぞれに栄章をおくり、その名誉を表彰する。
- 9 陸上競技に関する委託事務を行う。
- 10 その他、本会の目的を達成するのに必要な事業を行う。

第 3 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本会は、三条市内に居住する者、三条市内の学校・事業所等に在籍する者及び本会が認めた競技者団体（クラブ等）の登記登録者をもって組織する。

(登記登録)

第 6 条 本会の目的および事業に賛同する者【一般登録会員】、各種競技会参加を目的とする者（学生・生徒を除く）【競技者登録】は、本会に登記登録する。

- 2 本会に登記登録した者は、新潟陸上競技協会（日本陸上競技連盟）に登記登録することができる。
- 3 本会への登記登録は、毎年4月に行い以後毎年4月に更新することができる。
- 4 登記登録費は、毎年登記登録するとき又は更新するときに納入する。
- 5 本会に登記登録した者は、他の陸上競技協会に登録することはできない。
- 6 本会には、会員以外に賛助会員をおくことができる。（別に規定する）

第 4 章 役員選出および任務

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

会	長	1名
副	会 長	若干名
理	事 長	1名
副	理 事 長	若干名
理	事	若干名
監	事	3名
専	門 部 委 員	若干名（事務局は総務部とする）
顧	問	若干名
参	与	若干名

(会長、副会長の選任および任務) → 本会の代表者

- 第 8 条 会長、副会長は理事会で選任し、総会の承認を得る。
- 2 会長は、本会の業務を総理し、これを代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が予め指名した順により、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 副会長は理事長及び、各専門部の指導、助言にあたる。副会長が担当する専門部は予め定めておく。

(理事長、副理事長の選任および任務) → 本会業務の統括者

- 第 9 条 理事長、副理事長は理事会において互選し、会長が委嘱する。
- 2 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、各専門部等の業務を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長が予め指名した順により、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任および任務) → 本会業務の企画・立案及び総会に代わる議決機関

- 第 10 条 理事は、市内全域から選考・選出された者(20名程度)及び会長が推薦する者(市内各学校、クラブ等より若干名)で、総会の承認を得た者とする。
- 2 理事は、会長、副会長とともに理事会を組織する。
 - 3 理事会は、会長、副会長、理事長及び各専門部等から「本会の目的に沿う事業」の提案や役員の選任・選考及び規約改正等の重要事項について審議し、議決する。

(監事の選任および任務) → 監査機関

- 第 11 条 監事は、理事会で選出し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 監事は、本会の会計及び財産の状況を監査する。(2月又は3月)
 - 3 監事は、本会の理事会及び各専門部事業の執行状況を監査する。(12月)
 - 4 監事は、本会の会計、財産の状況及び業務の執行について疑義ないし改善の要望があるときは、その内容を理事会及び総会に報告する。

(専門部委員の選任および配属・配置) → 業務の発案および執行機関

- 第 12 条 専門部委員の選出及び配属・配置は、理事会の審議・議決及び本人の承諾を得た後、会長が委嘱する。
- 2 各部は、専門的事項を実務的に処理し、会長及び理事長の要請あるときは、理事会に出席し担当事項について説明し、意見を述べることができる。
 - 3 専門部の新設ないし改廃は、理事会の承認を要する。

(顧問の選任および任務) → 諮問機関

- 第 13 条 顧問は、三条市陸上競技界の発展向上に功労があった者、学識経験者の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問は、本会の目的に応じた業務運営等について会長及び理事会の諮問に応じ、意見を具申する。

(参与の選任および任務) → 諮問機関

- 第 14 条 参与は、三条市の陸上競技界の理解者・賛同者・協力者等の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 参与は、本会の財務運営等に関する事項について会長及び理事会の諮問に応じ、意見を具申する。

(役員任期)

- 第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任の期間とする。
 - 3 本会の役員には定年制を設け、改選するときに満 80 歳を迎えないものとする。ただし、顧問及び参与については本人の意思で続けることができる。

(役員解任と補充)

- 第 16 条 役員は、次の各項に該当するときには理事会の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。
- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - 2 職務上の義務違反、その他役員の名誉・信頼を著しく傷つける行為があると認められるとき。
 - 3 解任された役員補充は、当該役員選出母体あるいは会長が補充し、理事会の承認を得る。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

(総 会)

- 第 17 条 定時総会は、毎年 4 月に会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、会員総数の 3 分の 1 以上の出席で成立する。ただし、予め委任行為をした者は出席したものとする。
 - 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。議長は、会長の指名により副会長が務める。
 - 4 総会では、各年度の役員・人事・事業・予算・決算・財産・規約の改廃等重要事項について審議・承認を行う。

(理 事 会)

- 第 18 条 定時理事会は、毎年 4 月、7 月、12 月、2 月に会長が招集する。
- 2 理事会は、定足数の 2 分の 1 以上の出席で成立する。ただし、予め委任行為をした者は、出席したものとする。
 - 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。議長は理事長の氏名により副理事長が務める。

(議 事 録)

第 19 条 専門部を除く会議には、総務部（事務局）が資料等を付して議事録を作成し、会長が署名捺印する。

第 6 章 専 門 部

（専 門 部）

第 20 条 本会は、業務運営を円滑に推進するため次の専門部（以下「部」という）を置き、それぞれに専門部員を配属・配置する。

- 2 専門部会は、部長が適時に招集する。
- 3 部長、副部長等の選任・配置・配属は、理事会で審議・承認を得た後、会長が委嘱する。

総務部（事務局） 普及・強化部 競技・審判部 記録・用器具部

第 7 章 経 理 及 び 会 計

（経 費）

第 21 条 本会の経費は、次のもので支弁する。

1. 会 費
2. 事業収入
3. 補助金
4. 賛助会費
5. 寄付金
6. その他の収入

上記の経費のうち、1. 4. の金額については別途定める。

（出 納）

第 22 条 本会の出納については、会長の決裁を得てから支出しなければならない。

- 2 事前に会長から執行委任を受けた経費については、理事長の決裁で支出することができる。

（会計年度）

第 23 条 本会の会計年度は、4月に始まり、翌年3月に終わる。

- 2 会計監査は、2月定例理事会より前に行う。

第 8 章 細 則 お よ び 諸 規 定

（細則および諸規定）

第 24 条 本会規約の施行に関する細則及び諸規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

1. 登記登録細則(一般会員登録、公認審判員登録、競技者登録の金額と納付)
2. 専門部細則（事務分掌、配置人数等）

3. 旅費規定 (遠隔地会議等及び競技会への代表参加等の費用弁償)
4. 栄章・餞別規定並びに内規(優秀競技者賞並びに推薦内規)
5. 賛助会員規定(会費金額と納付及びサービス内容)

(施 行)

この規約は、平成17年 4月 1日から施行する。

制 定 平成17年 4月 1日

平成19年 3月 1日 改定
平成25年 5月 1日 改定